

平成28年11月24日

〒541-0047

大阪府中央区淡路町三丁目5番13号 創建御堂筋ビル7F

株式会社アチーゴ 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成28年6月21日付申入書(以下「再々申入書」といいます。)に対し、貴社より平成28年7月21日付申入書に対する回答書(以下「回答書」といいます。)をもって、再々申入書に沿う内容の変更をする旨ご回答いただきありがとうございました。

その後、貴社がWebサイト上で提供するFXマスター利用規約が、回答書のとおり変更されていることを確認いたしました。

貴社のこれまでのFXマスター利用規約に係る対応に御礼申し上げます。

ところで、貴社におかれましては、FXマスターサービスとサービス内容を同じくするワントレードサービスを運営し、ワントレード利用規約をWebサイト上で確認することができますが、当該規約のうち、次に列挙する条項については、FXマスター利用規約におけるこれまでの議論が同様に妥当し、消費者の利益を害する不当ないし不適切な条項については、削除・変更が必要となります。

つきましては、FXマスター利用規約に係る議論を踏まえ、ワントレード利用規約についても、現条項をそれぞれ次に列挙するように変更等していただきますよう改めて、別紙のとおり是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成28年12月26日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 第1 ワントレード利用規約 第2条3項、同4項について

#### 【現条項】

#### 第2条（本規約の範囲及び変更）

3. 弊社は、会員の承諾することなくして、本規約を変更することができるものとします。
4. 追加又は変更後の本規約については、弊社が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

上記条項を、次のように変更してください。

#### 第2条（本規約の範囲及び変更）

3. 弊社は、全ての会員から規約の変更について同意を得ることが困難であり、その内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められる場合は、変更後の規約の内容が、会員が当初の契約をした目的に反しない範囲であり、相当かつ変更の事情に関して合理的なものである限り、会員の承諾なくして規約の変更を行うことができる。
4. 変更後の本規約については、その効力が生じるとされる相当期間前までに、web サイトへの掲示及び電子メールによる連絡により、会員に対して周知した場合に限り、効力を生じるものとする。ただし、会員は、相当期間が経過するまでは、弊社に対し適宜の方法により連絡することで、本サービスの解約をすることができる。

### 第2 ワントレード利用規約 第6条5項～同8項について

#### 【現条項】

#### 第6条（解約）

5. 契約更新の際には、事前に弊社よりお客様に対し更新の意思確認の連絡は行わない。
6. 会員が本規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合でも、残りの契約期間分の返金は一切行わない。
7. 弊社は、クーリング・オフ期間を除いては、既に支払われた料金等を、一切払い戻ししない。
8. 会員が、契約期間の途中で本サービスの契約を途中解約する場合であって

も、弊社は残契約期間についての会費の払い戻しはしない。また、会員が会費をカード決済等により分割払いとした場合であって、契約期間の途中で本サービスの契約を解約する場合は、解約後に契約期間に対応する会費のうちすでに支払った分を控除した額を支払わなければならない。

上記条項を、次のように変更してください。

#### 第6条（解約）

5. 契約更新の際には、事前に弊社よりお客様に対し更新の意思確認の連絡は行わない。但し、更新前の連絡を希望する場合、事前にその旨を弊社へ伝えれば連絡を行う。

（6項～8項削除）

### 第3 ワントレード利用規約 第12条3項について

#### 【現条項】

#### 第12条（自己責任の原則及び免責事項）

3. 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害については、その責を負わない。

- ① 各種データ(株価、銘柄情報)は、弊社が信頼する情報提供元より提供されていますが、各提供情報内容の誤謬による推奨銘柄の不正確性。
- ② 通信回線及びシステム機器の障害。
- ③ 天災地変などによる障害。
- ④ 管轄官庁の命令があるときは、会員の承諾を得ることなく、情報提供サービスの全部又は一部を一時的に停止することができる。

上記条項を、次のように変更してください。

#### 第12条（自己責任の原則及び免責事項）

3. 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害について、弊社に故意又は過失が認められない場合は、その責を負わない。

- ① 各種データは、弊社が信頼する情報提供元より提供されていますが、各提供情報内容の誤謬による推奨値の不正確性。
- ② 通信回線及びシステム機器の障害。
- ③ 天災地変などによる障害。

④ 管轄官庁の命令があるときは、会員の承諾を得ることなく、情報提供サービスの全部又は一部を一時的に停止することができる。

4. 前項の定めに関わらず、本契約に定める当社の免責については、損害発生の直接的原因となる事由に関して、当社の故意または重過失に起因する場合には適用しないものとします。

以上